

令和5年度 品川区青少年問題協議会

令和6年2月5日

次 第

1 報 告 事 項

- (1) 令和5年度品川区青少年健全育成冊子（中学校・義務教育学校（後期課程）生活へのガイドブック）作成委員会の報告＜青少年健全育成冊子作成委員会＞ (資料. 1)
- (2) 令和5年度品川区青少年対策地区委員会の活動状況＜青少年対策地区委員会連合会＞ (資料. 2)
- (3) 令和5年度 幼児・児童・生徒の健全育成推進活動報告＜品川区立学校長会＞ (資料. 3)
- (4) PTA活動における青少年健全育成と今後の活動
＜品川区立小学校PTA連合会、品川区立中学校PTA連合会＞ (資料. 4)
- (5) 品川区における少年非行の概況＜大森少年センター＞ (資料. 5)
- (6) 東京都品川児童相談所の事業の現況＜品川児童相談所＞ (資料. 6-1)
品川区子ども家庭支援センターの現況 (資料. 6-2)

2 協 議 事 項

- (1) 品川区子ども計画の策定について (資料. 7)
- (2) 令和6・7年度品川区青少年健全育成基本方針について (資料. 8)
- (3) 令和6年度品川区青少年健全育成夏季パンフレット作成委員会の設置（案） (資料. 9)
- (4) 令和6年度品川区青少年健全育成冊子（中学校・義務教育学校（後期課程）生活へのガイドブック）作成委員会の設置（案） (資料. 10)

3 そ の 他

あすに向かって

中学校・義務教育学校(後期課程)生活へのガイドブック



豊葉の杜学園 8年
堀内 茜里さん



荏原第一中学校 7年
小池 朱里さん



品川学園 8年
伊藤 雯さん



富士見台中学校 7年
渡島 力翔さん

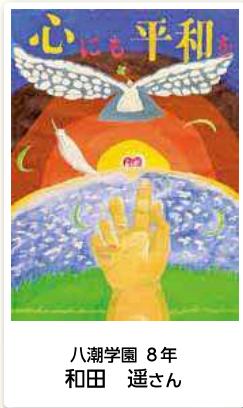
2023 人権ポスター



荏原第六中学校 8年
三浦 慶太さん



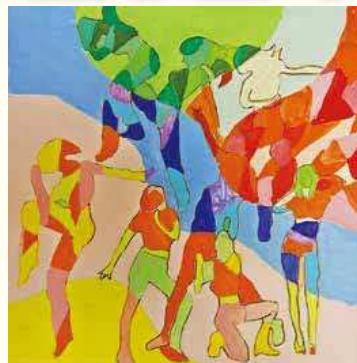
鈴ヶ森中学校 9年
内藤 千暖さん



八潮学園 8年
和田 遥さん



2024



進学・進級を迎える皆さん、保護者の皆さま、進学・進級前にお読みください

品川区

品川区立
(名前)

6年 組

6年生のみなさん、ならびに保護者の皆さんへ

このガイドブックは、これから始まる中学校・義務教育学校後期課程を充実したものとして過ごしてもらいたいと考え作成しました。

6年生のみなさんと保護者の皆さんにお読みいただき、新たな生活に向けて役立てていただくことを願っています。

6年生のみなさんへ

もうすぐ新しいステージでの学校生活が始まります。

みなさんは、期待とともに、少し不安も感じているのではないでしょうか。

このガイドブックでは、中学校・義務教育学校後期課程における学習やスポーツ、文化活動、委員会活動などを紹介しています。

学校では、みなさんの学習・学校生活両面で、つまづくことがないよう先生たちが一丸となってサポートし、みなさんの不安を少しでも和らげ、からの学校生活を明るく楽しいものにしてもらいたいと思います。

保護者の皆さんへ

保護者の皆さんにおかれましては、一つの区切りを迎えるにあたり、これまでのお子さまの歩みを振り返り、様々な思いや考えをお持ちのことと存じます。

また、お子さまの心身の急激な発達に伴う思春期の課題、これらの学習内容や部活動、友人関係などに対し、期待と不安の入り混じった複雑な心境ではないかと思います。

品川区では、平成18年度から全国に先駆け、義務教育の9年間を一貫として捉え、連續性・継続性のある教育活動を行うことで、子どもたちの学力の向上と豊かな人間性の育成を目指した教育に取り組んできました。

学校では、学びを大切にしながら教育活動を進めるとともに、子どもたちの健やかな学びを最大限保障するために今後も取り組んで参ります。

また、保護者の皆さんをはじめ、地域の皆さんが一体となり、教育活動の充実を目指すとともに、コミュニティスクールとして、地域の人材の有効活用や教育力の活性化を図り、継続性を保ちながら、教育活動の改善や子どもたちの健全育成を目指します。

このガイドブックが、お子さまの学校生活の一層の充実および、品川区の中学校・義務教育学校後期課程へのご理解の一助になれば幸いです。

令和6年1月

品川区青少年問題協議会

表紙の作品 菖原第六中学校 生徒作品

※本冊子は、区立小学校と区立義務教育学校（前期課程）に在籍される双方の児童とその保護者を対象として発行しているため、文中では「小・中学生」「小・中学校」等を「6・7年生」「学校」と表記しています。

1

もうすぐ7年生 !!

新しい生活への準備をしよう。品川区の特色ある教育

6年生の生活も残りわずかですね。楽しかったことやなつかしい思い出がたくさんあったことでしょう。さあ、4月からいよいよ7年生に進級します。新しい希望に満ちた生活があなたを待っています。これまで経験したことや身に付けた力を出し合って、お互いに成長し合える充実した3年間を創り上げていきましょう！



7年生では標準服があります。



学校によっては新入生歓迎会やオリエンテーションなどと呼びます。

入学式

対面式

中学生として成長する

私が7年生で頑張りたいと思うことは3つある。

1つ目は、委員会活動だ。私は今期、自治委員に選ばれた。選ばれたからには、責任をもって取り組んでいきたいと思う。きっと、仕事内容など、わからないことだらけだと思うが、先輩に教えてもらったり、同じクラスの友達と協力したりして、頑張っていきたい。また、委員会以外でも、日直など任された仕事を責務をもって取り組みたい。

2つ目は、学習だ。中学校の授業は、小学校の授業と違うところがたくさんある。例えば、教科ごとに違う先生が教えることだ。私はこのことには早く慣れたいと思う。小学校では、だいたいの教科は自分の担任の先生に教わっていた。だから、自然とみんなリラックスした授業態度になっていた。しかし、それぞれの教科によって違う先生に教わるとなると、小学校と同じ授業態度ではだめだろう。いろいろな先生がいるので、常に緊張した授業態度で授業を受けたいと思う。

3つ目は、部活動だ。私は今までバスケットボールをしていたが、この中学校にはバスケットボール部がないので、運動系の部活動に入りたいと思っている。何の部活動に入るにせよ、私は初心者からスタートする。運動は好きだが、運動神経がないわけではない。だから私は、周りの人たちよりも一倍努力しなければいけないのだ。もちろん楽しみながらも取り組みたいが、やるからには本気で取り組みたい。

中学校は、小学校とちがうところや小学校の頃とは変わらなくてはいけないところがある。その変化に早く慣れて、中学校生活を送れるようになりたいと思う。友達や先輩方、先生方の力も借りながら成長していきたい。

(7年生)



標準服は皆さんができる証です。
正しく着用しましょう。

7年生でも、
授業や登校に遅刻をしないよう、
時間を守りましょう。



生徒会活動や部活動など、自主的な活動が多くなります。

年間の総授業時間数が増え、
授業時間は全学校で50分に統一されます。

* いよいよ7年生です。
1年間の決意を考えてみましょう。



登校時の風景

通学カバンや上履き等も指定されています。

ジャージも学校ごとにデザインされています。



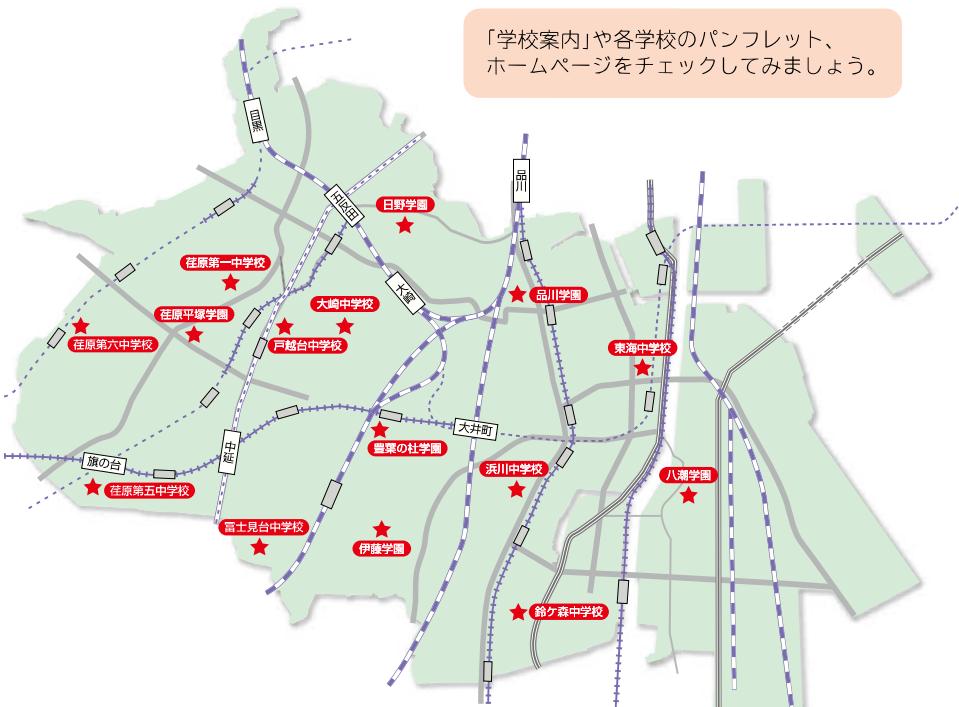
移動教室

保護者の皆さまへ

それぞれの学校で標準服、通学カバン、上履き、体操着などが指定されています。お子さまと一緒に準備してください。6年生までは「まもるっち」が貸与されましたが、7年生からは「防犯ブザー」が支給されます。安全のために登下校以外でも携帯させてください。品川区では通学距離にかかわらず、自転車通学、学校内への携帯電話・スマートフォンの持込はできません。ご理解とご協力をいただき、お子さまにもご指導をお願いいたします。

中学校・義務教育学校(後期課程)のことをもっと知りたい!!

「学校案内」や各学校のパンフレット、ホームページをチェックしてみましょう。



2

7年生の生活

楽しい学校生活、学校行事、生徒会活動

7年生の学習

下の絵は、ある7年生の1日の様子です。大きく変わるのは、教科ごとに担当の先生が変わり、内容もより深いことを学びます。

品川区の大きな特色である「市民科」は、引き続き学んでいきます。得意な教科、不得意な教科があるかもしれません、どの教科も全力を尽くすことが大切です。自分のもっている力をどんどん伸ばしていきましょう。

市民科

今までに学習してきた内容をもとに、職場体験やボランティア活動などを実践して、市民として積極的に社会に貢献する態度や、将来の生き方について考える学習です。

教科名等

国語科	美術科
社会科	保健体育科
数学科	技術・家庭科
理科	英語科
音楽科	市民科

市民科一貫プラン

各中学校区や各学校が目指す児童・生徒像の実現を目指し、学校の重点化した取組や伝統、地域の特色を生かしたり、深めたりする「市民科一貫プラン」という学習の時間が令和2年度より始まっています。

ある学校の1日



令和4年度より、どの学校でも基本的には第3土曜日が授業日となりました。各学校では学校公開、授業参観など行っています。入学したら、土曜日には何をするのか確認しましょう。

下校時刻が6年生までと比べて遅くなります。さらに、部活動に入部した場合、活動する日は18時以降の下校となる場合が多いです。下校時刻は必ず保護者に連絡しましょう。また、部活動に仮入部や正式に入部したときには、活動の終了時刻を確認して伝えましょう。(下校時刻は学校によって異なります。)

ある学校の1年間の主な行事

1学期

- 4月 入学式
対面式 部活動・生徒会説明会
運動会
6月 移動教室(7年)・修学旅行(9年)
特別支援学級連合移動教室(7年~9年)
7月 期末考査

夏休み

三者面談・家庭訪問・学習教室

2学期

- 9月 特別支援学級連合スポーツ大会
生徒会役員選挙
職場体験
10月 中間考査
文化祭(合唱コンクール等)
11月 学習成果発表会(理科・英語)
期末考査
12月 三者面談

3学期

- 1月 書初め展
社会科見学(7年、8年)
2月 校内作品展
学年末考査
3月 9年生を送る会
卒業式

*1学期に中間考査を行っている学校もあります

市民科学習のプログラム

- 7年 CAPS・プログラム(経営体験学習)
8年 ファイナンス・パーク・プログラム(生活設計体験学習)



パラリンピック競技の体験



キャリア教育(職場体験)



定期考査



9年生を送る会

生徒会活動

全生徒がよりよい学校生活を送るために、生徒会を中心となって、校内生活・各学級の問題について、生徒会本部役員会や各委員会で話し合うなど活動を行っています。各種委員会には、学級の代表生徒のみが所属します。

〈委員会の例〉

学級委員会・生活委員会・美化委員会・放送委員会
保健委員会・給食委員会・体育委員会・図書委員会



生徒総会

3

自主性を伸ばそう

体育的行事・文化的行事・部活動



入場行進



大縄跳び



全員リレー



百人一首大会

体育的行事・文化的行事

中学校や義務教育学校(後期課程)では、体育的行事と文化的行事が行われます。運動会では、それぞれの学校の伝統と創意工夫をこらした競技や表現が行われています。学習成果発表会では、日ごろの学習の成果をまとめ、展示や舞台形式で発表します。合唱コンクールや音楽祭を行っている中学校も多く、それぞれの歌声や演奏を披露しています。

これらの行事は、上級生が下級生を指導しながら作り上げていくことや、実行委員を中心となって企画・運営していくことなど、生徒の自主性を育んでいくことにつながる大きな学校行事です。

生徒会本部役員からのメッセージ

小学生の皆さん、中学校という場所をどんな場所だと考えていますか？中学校に入学する前には、様々な期待や不安があることと思います。でも、安心してください。中学校はとても楽しい場所です。中学校では、これまで周りがやってくれたことを、自分でできるようになります。行事も部活も勉強も、自分で考えて取り組み、成功したときに得られた達成感や喜びは、とても大きな力となります。だからこそ、皆、普段から一生懸命に物事に取り組み、大事なところで力を発揮できるようにしています。皆さんも是非、日々の学校生活を一生懸命に取り組み、共に素晴らしい成功体験を積み上げましょう。



合唱コンクール



学習成果発表会

部活動

皆さんが楽しみにしている部活動。今から何部に入ろうかと考えている人もいるでしょう。あなたの個性や能力を伸ばすため進んで参加しましょう。

Q 部活動はどんなことを何のためにするのですか？

A 7年生から9年生まで、同じ目的をもつた生徒が集まり、**技術を高めたり、友情を深めたりします**。顧問の先生や地域の方々に教えてもらいますが、自分たちで工夫をしながらしていくことで主体性も身に付きます。どんなことにも技術を習得するには時間がかかります。根気強く打ち込むことが大切です。

Q 自分に合う部活動を選ぶにはどうしたらよいですか？

A 4月に部活動の説明会や仮入部期間があります。その中で自分の趣味や特技を生かせる部や新たに興味・関心をもち、挑戦してみたいと思う部を**自分の目で見て、体験して、自分の考えで選ぶようにしましょう**。

運動部は、目標を高くもち地道な努力を積み重ねることで地区大会を勝ち抜き、都大会・関東大会・全国大会へ出場を果たしている部活動もあります。

文化部は、地域の方々やスペシャリスト（外部指導員）からの指導により技能を磨き、各種コンクールへの出場や出品を行っている部活動もあります。

ただし、まずは学校生活が第一優先です。部活動に参加するにあたっては、日常の学校生活をしっかりと取り組んだ上で参加しましょう。

※各中学校・義務教育学校(後期課程)の部活動は、それぞれの学校ホームページにも掲載されています。※



テニス部



野球部



サッカー部



華道部



吹奏楽部



バドミントン部

4

悩んだときには

一人で悩まないで

『悩み』は誰にでもあるもの

勉強や委員会活動、部活動などは、毎日こつこつと継続してやっていくことが大切になります。その毎日の学校生活を送っていくと、誰にでも不安なことや心配なことはでてきます。7年生になり生活が変わることで、今までになかった新しい悩みが出てくるかもしれません。誰にでも必ず「悩み」はあります。悩みがあるということは決して恥ずかしいことではありません。

『一人で悩むことはないよ』

「悩み」は一人で抱えていても、なかなか解決しません。「解決する糸口を見付ける」には、人に相談するのが一番です。「悩み」は、打ち明けるだけでも気持ちが楽になります。誰かに話すことで「悩み」の中身を整理し、「悩み」を解決した人の体験を聞いて解決していく様になれば、自らの自信にもなります。

相談窓口

いじめ、不登校など
学校教育に関する
相談は…

- ・品川学校支援チーム HEARTS ☎ 03-5740-8225 月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
- ・品川区教育総合支援センター ☎ 03-3490-2006 月～土 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
(教育相談室)
- ・こころのフリーダイヤル ☎ 0120-552-777 月～土 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
- ・東京都教育相談センター ☎ 0120-53-8288 通年 24時間受付

子どもや
その家庭に関する
相談は…

- ・品川区子ども家庭支援センター ☎ 03-6421-5236 月～土 8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)
- ・品川区家庭あんしんセンター ☎ 03-5749-1032 月～土 9:00～18:00(祝日・年末年始を除く)
- ・東京都品川児童相談所 ☎ 03-3474-5442 月～金 9:00～17:00

人権に関する
相談は…

- ・子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)
24時間受付 メール相談

非行、暴力行為
などの相談は…

- ・大森少年センター ☎ 03-3763-0012 月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
※品川区内の各警察署の少年係でも行っています。

スクールカウンセラーとは

人には相談しにくい「悩み」や「心配ごと」があるとき、臨床心理士など資格を持ったスクールカウンセラーが、優しく相談にのってくれます。そこで話したことは、親や先生、そのほか誰にも話さないので秘密は守られます。

週に1回程度学校に来ていますので、相談してみましょう。

スクールカウンセラーから一言



皆さん、こんにちは。
スクールカウンセラーは、
皆さんが学校で安心して
楽しく過ごせるように協力
します。話をしたいことが
あれば、遠慮なく声をかけて
ください。話してみると
気持ちがスッキリしますよ。

Q カウンセリングルームとは、どんなところですか。

A カウンセリングルームとは、学校によっては教育相談室など呼び名が違うことがあります、
スクールカウンセラーの先生が、皆さん的心配ごとや悩みを聞いてくれるところです。気持ちがもやもやする時や、また、話をしたくない時でも気持ちを受け入れてくれます。ぜひ気軽に相談しにいってみてください。(予約制の場合もあります)

7年生では、スクールカウンセラーによる全員面接も行っています。

Q クラスで仲間はずれにされて、どうすればいいかわからない。

A クラス担任の先生に相談するのが一番ですが、親や友達にも相談しづらいと思つた時には**スクールカウンセラーの先生に相談してください。**いろいろなことをアドバイスしてくれます。解決にはまず相談です。たくさんある相談場所の一つとして話しにいきましょう。

Q いろいろなことがあって、学校へ行きたくない。どうしたらいいですか。

A 学校には担任の先生だけでなく、教科の先生、部活の顧問の先生、養護の先生、カウンセラーの先生など相談できる大人がいます。**誰に相談しようか迷っているときは、HEARTS という品川区の相談窓口もあります。**またそのほかにも左のページや下にあるように相談できる所がたくさんあります。

悩みがある時は、すぐに相談してみましょう。

悩んでいること、困ったことがあるとき、家族や学校の先生に話してみましょう。

周りの大人に話がしづらいときは、名前を言わなくても話を聞いてくれるところ、相談できるところもあります。

ヤング・テレホン・コーナー

☎ 03-3580-4970

(毎日・24時間つながります)



チャイルドライン

☎ 0120-99-7777

(毎日・午後4時～午後9時
・無料通話で話せます)



相談ほっと LINE@東京

毎日 午後3時～午後11時



5

自分を大切にしよう

命は自分だけのものではない

一人一人が何ものにもかえがたい大切な存在

あなたのかけがえのない命

あなたが生まれてから、今までたくさんの人々が、あなたを見守り、育ててくれました。あなたの命は、あなた自身だけではなく、大勢の周りの人々にとって、なくてはならない、かけがえのない命なのです。

性を大切にして自分らしく生きる

人を好きになったり、性について知りたいと思ったり、悩んだりすることは自然なことですし、大切なことです。

学校では、「心とからだの発育・発達」「生命の誕生」「異性の尊重」「性情報への対処」「エイズや感染症の予防」「性の多様性」などについて学習します。

正しい知識をもち、自分や人を幸せにする心を育て、よりよい判断と行動ができるようにしていきましょう。

有害情報に気を付けよう

SNSやゲームサイトは、世界中の人を見る事ができるんだ。住所や名前を出すと、悪いことに使われることがあるよ。さらに、一度出てしまった情報は取り消すことができないから用心しよう。

友達検索機能や伝言板機能を使って、きみをねらっている悪い大人いるからね。困ったときは、すぐに身近な大人に相談しよう。



無料通話アプリやメールは文字だけのやり取りだから、誤解されることがよくあるよ。

知らないうちに相手を傷つけたり、怒らせたりしないように、気を付けて使おうね。

コミュニティーサイトに載っているプロフィールは『うそ』のことがあるよ。直接会ってしまい、被害にあったり、事件に巻き込まれたりすることがたくさんあったよ。

こんな誘惑に負けないで

以下のことは、法律で禁止されています。絶対にしない強い心をもちましょう。

これから皆さんは生活の中で、新しいいろいろな体験をすることでしょう。友達関係や、行動範囲も広がっていきます。

しかし、時には優しい言葉で危険な道に誘われることもあります。そのような時に、常に正しい判断をし、たとえ親しい友人に誘われてもきっぱり断る、誘惑に負けない強い心をもちましょう。

万引き



- 万引きは、刑法第235条の窃盜罪に当たる重大な犯罪行為です。
- お店に迷惑をかけ、保護者はあなたの将来を心配し悲します。周りからの信用も失います。
- 友達から誘われてもきっぱりと断る勇気をもちましょう！見張りも犯罪です。絶対やってはいけません。

深夜徘徊・無断外泊



- 18歳未満の深夜（午後11時～午前4時）の徘徊は、東京都青少年の健全な育成に関する条例第15条により、補導の対象となることがあります。
- 友達の家の泊まる場合でも、保護者に連絡をしなければ無断外泊になります。保護者同士でも確認をとるようにしましょう。

飲酒



- 20歳未満の飲酒は、20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律(令和4年4月1日改正)第1条で禁止されています。
- 若い人の飲酒はアルコール依存症を引き起こしやすいです。
- 20歳前の飲酒は成長期の脳細胞を破壊し、老化を進めます。

薬物乱用



大麻、MDMA(合成麻薬)、覚せい剤、危険ドラッグ、オーバードーズ

- 薬物の所持や使用は、覚せい剤取締法第19条などで禁止されています。
- 幻覚や幻聴などの強度の精神障害を起こします。その結果、他人や自分を傷つけ、犯罪を引き起こすこともあります。
- 一度使用するとやめられません。絶対やってはいけません！
- 脳や目、歯、そしてあらゆる内臓器官に大きなダメージを与え死亡することがあります。
- 薬の容量を守らず過剰に摂取することをオーバードーズと言い、市販薬であっても決められた用法・用量を守らなければ、急性中毒による死亡や連続使用による依存症に陥ります。

喫煙



- 20歳未満の喫煙は、20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律(令和4年4月1日改正)第1条で禁止されています。
- 電子タバコでの喫煙も同様です。
- タバコの煙の中には、約4,000種類の化学物質が含まれています。ニコチン・タール・一酸化炭素などの有害な物質も200種類含まれています。
- タバコを吸う人のがん発生率は、吸わない人の2倍～4倍と非常に高く、吸い始めた年齢が低いほどその率は高くなります。

不正アクセス



- 他人のID・パスワードを勝手に利用してログインすることは、不正アクセス禁止法第3条で禁止されています。
- 不正アクセスの被害に遭わないために、IDとパスワードを絶対に他人に教えてはいけません。
- 使い回しを避けてパスワードを定期的に変更し、特定されないようにしましょう。
- 個人を特定する大切な情報です。

ルールづくりを しましょう



どうしても、
スマートフォンは必要ですか?
危険を理解させていますか?

スマートフォンを持たせるか否かは保護者の責任です。

持たせるならば使い方を教え、被害者にも加害者にもしないために、
子どもの自己管理意識を高めていきましょう。

スマートフォンは、通話できるだけでなく、インターネットにつなぐことができる便利なものです。
しかし、その便利さが危険にもつながっており、スマートフォンを利用したトラブルや事件が多数発生しています。

パソコンでインターネットを使うときやスマートフォンを持たせるときは、使い方のルールをつくり、必要最小限の利用にとどめるなど、決めたルールをしっかりと守らせましょう。

また、不適切な情報や危険な出会い等を防ぐために、**フィルタリング**を利用しましょう。フィルタリングは、子どもが危険な目に遭うリスクを減らせる便利な仕組みです。年齢や使い方によって個別設定ができ、利用したいサイトの個別設定もできます。上手に使って子どもの安全を守りましょう。

*子どもの求めに応じ、保護者がフィルタリングの重要性を理解しないままフィルタリングを設定しないケースが増えています。

① 無料通話アプリ（LINEなど）による学生のトラブルが数多く発生しています。悪口や仲間外れ、無視などの人間関係のトラブル（ネットいじめ・LINE外し等）から重大事件に発展するなど、身近な問題として注意する必要があります。

② 睡眠不足・集中力低下・依存症など、学習や身体への影響が懸念されており、社会問題にもなっています。

③ ウィルスによる個人情報の流出など、パソコンと同じ問題が生じます。

**家庭での
スマートフォン・
携帯電話の
使用ルールの例**

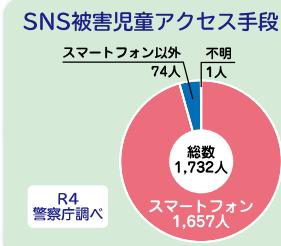
- *他人が不快になるような行為（ネットいじめ等）は絶対にしない。
- *友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- *自分の部屋では使わず、充電や保管も、居間など保護者の目が届く所で行う。
- *時間を決めて使用する（勉強中や食事中、夜〇時以降は使用しないなど）
- *パスワードは保護者が管理する。など

SNSに起因する被害に注意

SNSに起因して犯罪被害に遭った児童は1,732人（R4警察庁調べ）。昨年度から4.4%減少していますが、平成25年以降、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害等により、高い水準で推移しています。「自宅前で写真を撮り旅行に出かけることを投稿したら、空き巣被害に遭ってしまった。」といった例も報告されています。コロナ禍でインターネットにアクセスする時間が増えている今、探索される危険がますます高まっており、より一層の注意が必要です。

※SNSの危険

- ①SNSやゲームサイトの中には、子どもを狙って登録する人もいます。
- ②自己紹介や日記を投稿すると、世界中の人が閲覧できることになります。
- ③学校名、住所、氏名など個人情報がわかる記述をして、トラブルにつながったケースがありました。一旦流出した個人情報は取り戻せません。
- ④友達検索機能やメール交換機能、伝言板機能などを子どもを狙う大人が悪用したケースがありました。
- ⑤SNSで知り合った人のプロフィールは、実際ではないことがあります。
- ⑥SNSで知り合った人に直接会って、トラブルにつながったケースがありました。
- ⑦SNSで知り合った人に写真を送って、悪用されたケースも報告されています。



家族とのふれあい

家庭での私

家庭は心の安らぎを与えてくれる場です

学年が進むと、勉強や部活動などで忙しくなり、家庭で家族と一緒に過ごす時間が少なくなってしまうことが、多いと思います。時には、家族と一緒にいるのが面倒になったり、妹や弟と話が合わなくなったりしてくることもあるでしょう。

でも、お互いに共通の話題を探して会話をしたり、一緒に食事をとったりしながら、たまにはゆっくり家族みんなでふれあう時間ももてるといいですね。

もし、家族のことで悩みを抱えていたら、一人で悩まずに周囲の大や学校、相談機関にも相談してみましょう。



困ったときに助けてくれるのも、励ましてくれるのも家族です。お互いの気持ちを理解し合い、いつも心の通った、明るく温かい家族でいるために、日頃から勉強のこと、友達のこと、進路のことなど、話をしましょう。

そして、3年後の義務教育修了時には、「社会の一員」として独り立ちすることができるよう、自分で責任をもって行動するように心がけましょう。

心からくつろぎ、心の安らぎを与えてくれる場所があるから、私たちは勉強やスポーツをがんばったり、外で元気に遊んだりすることができるのです。



品川区では、毎月第1日曜日を「家庭の日」としています。

子どもの“心”に気を配りましょう !!

この時期は、体も心もどんどん成長していく、子どもの成長を楽しむことができまし。しかし、思春期まったく中でもあり、心と体が一番アンバランスに成長する時期です。たとえば、自我の芽生えから、「もう大人だ」という思いと、「このまま子どものままでいて親の庇護の下にいたい」と思う心が共存しています。また、世の中のことに目を向けはじめて、理想を追求したり、些細なことでも深く悩んだり、時には自暴自棄に陥ってしまったりすることもあるのです。

保護者と学校が連携し合いながら温かく見守っていくことが大切です。



大人同士が手を携え、実践しましょう !!

「生命」や「財産」「人権」への正しい価値観が身に付いていないと、被害者としてばかりではなく、加害者として犯罪に関わることになりかねません。ですから、「ダメなものは、ダメ」ときちんと教えることが大切です。「人を傷つけではない」「挨拶をする」「時間を作る」「約束を守る」「役割を果たす」といった人として、社会人としての良識やマナーを、我々大人が率先して実践することで、子どもたちも自然と正しい行動の仕方を身に付けていくことができます。

また、学校のPTAという組織を通して大人が繋がることが大切です。同じ年頃の子どもをもつ親同士だけではなく、先生方や地域関係者とも一緒に活動する中で、地域ぐるみで子どもたちを見守り、健やかに育てていきましょう。

7

地域の人々とともに

品川コミュニティ・スクールの一員として

地域のための貢献をしよう！

平成30年度より区内全ての学校が品川コミュニティ・スクールとなり、地域とともにある学校づくりを目指しています。今まで皆さんは地域の方々に見守られながら成長してきました。7年生になったら、地域のために何か役に立てるのではないか、考えて行動しましょう。コロナ禍の状況が落ち着いてきたことにより、いろいろな活動の制約もなくなっています。放課後や休日、時間のある時に積極的に地域の活動に参加してみてください。地域への貢献は皆さんを大きく成長させるはずです。



地域ラジオ体操



地域防災活動



区民まつりでの手伝い



地域清掃活動



特別養護老人ホームとの七夕交流会

やってみよう！ボランティア

一人一人のボランティア精神が、皆さんのお住む地域を明るくします。地域の一員としてボランティア活動に積極的に取り組みましょう。お祭りやイベントのお手伝い、清掃、花壇の世話など活躍する場はたくさんあります。

特に災害などの緊急時には、皆さんの助けが地域にとっての大きな力となります。東日本大震災でも年少者の避難誘導や避難所の運営で多くの中学生が活躍しました。



地域活動



地域ボランティア活動



地域花壇整備



ジュニア・リーダー教室 サマーキャンプ

- ★ボランティア活動への協力は、
 - ・品川ボランティアセンター ☎5718-7172
 - ・品川区地域活動課協働推進係 ☎5742-6693
 - ・各児童センター
 - ・各地域センター

- ★ジュニア・リーダー教室へのお問い合わせは、
品川区子ども育成課庶務係 ☎5742-6692

あいさつをしよう！

あいさつは人間関係を築くための基本です。校内でも校外でも、自分の心を開いて、相手を見ながらきちんとあいさつができるることを、地域の方々は望んでいます。

地域の方々と心がふれあい、通い合うためにもあいさつは大切です。きちんとしたあいさつは大人への第一歩ですね。



品川区中学生の主張大会

仲良くしよう平和のために

広く豊かな心をもって

戦争と平和について学ぼう ~広島・長崎を訪ねて~

品川区では、核兵器が世界からなくなり、永久に平和が続くことを願い、昭和60年3月26日に、「非核平和都市品川宣言」を行いました。戦後78年という長い歳月が流れ、戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさが風化することがないように被爆地である広島へ8年生を各校から1名の15名、長崎へは一般公募の青少年を「品川区平和使節」として派遣しており、令和4年度は3年ぶりに派遣が再開されました。令和5年度は台風接近に伴い長崎派遣が中止になったため、広島派遣のみ実施し、生徒たちは平和祈念式典への参加、資料館の見学、原爆被爆者の方のお話を聞くなどの体験を通して、「平和」や「戦争」についての理解を深めました。学校に戻ってからは、友達や地域の方々に自ら考えたことや感じたことなど体験の成果を伝え、学びの共有化を図っています。



広島・原爆ドーム



広島・平和記念公園



被爆体験講話の様子

広島平和使節派遣に参加して

1945年8月6日、平和だった広島市に一発の爆弾が落とされ、一瞬にして何もかもが失われてしまった。

私は広島へ行き、原爆投下について学ぶため、さまざまな場所を巡りました。その中でも特に印象に残ったのは、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の平和祈念・死没者追悼空間での約14万個ものタイルです。この14万という数字は原爆投下によって亡くなった人と同じ数です。実際に見るまではあまりに大きな数なので、どのくらいの被害があったのか頭で想像することはできませんでした。しかし、自分の目でその膨大な数を目にすることで失われてしまったもの的重要性を知りました。

祈念館の追悼空間へは長いスロープを降りていて、そこで立ち止まります。追悼空間は半径5mほどの円形の空間になっており、天井は8mほどの高さで、壁面には爆心地から見た被爆後の広島の街並みが描かれています。その壁一面にタイルが貼り巡らされていました。一見すると本当にただの壁と見間違えるくらいに一つ一つが小さく、思わず声が漏れてしましました。このタイルの数だけ私たちと同じような幸せがあり、平和な日常があつたと思うと、たまたま一発の爆弾によって失ったものの一つ一つの重みは計り知れないものだと、14万という数字を自分の目で直接見て改めて感じました。

2日目に被爆者の方からお話を聞く機会があり、原爆が投下される前の広島は比較的平和だったことや、どのようにして原爆が投下されたのかなど様々なことを話して下さいました。その中でも原爆投下からの復興や、生活の変化など体験者の人にしかわからない話からは、一生懸命に生きてこられた事が伝わってきました。最後に戦時中の生活は人それぞれなのでみなさんも周りに戦争を体験した事がある方がいるのなら話を聞いてみてくださいとおっしゃっていました。私の祖父も戦前の生まれで、よく戦時中の話を聞くのですが、それは祖父本人にしかわからないエピソードです。戦争の記憶というものは知らないだけで沢山身近にあります。14万個のタイルと同じようにその記憶一つ一つにたくさんの想いが詰まっているのです。私は広島で様々なものを見てきましたが、戦争の被害を受けた地域は広島以外にもたくさんあります。失われてしまった命は14万よりももっと多いのです。きっとどれだけ並べても収まりきらないほど多くのタイルになるでしょう。

戦争が失わせたものの重さは計り知れません。私たちがその重さを背負い切ることは今を生きている私たちにはできないと思います。しかし、二度とこの事を繰り返さないようにする事はできるはずです。私は平和についてみんなが向き合っていく世の中に生きたいと思います。そのために広島で学んだ平和を少しでも周りに伝えていき、多くの人が平和に対する考え方をもてるようにしていきたいです。(8年生)

【令和5年 広島平和使節派遣生徒の感想文】

さまざまな体験をとおして世界に視野をひろげよう

現在、品川区はアメリカのポートランド市、スイスのジュネーヴ市、ニュージーランドのオークランド市と姉妹都市や友好都市になっています。

品川区国際友好協会では、青少年のホームステイ派遣および受入、語学研修派遣など文化、スポーツ、教育などを通じて、相互理解と友情を深め、世界平和の維持に貢献することを目的として、さまざまな交流事業を行っています。その一つとして毎年夏、区内在住・在学の8年生から高校生を対象に、姉妹都市や友好都市の一般家庭でホームステイをしながら、その国の文化や生活習慣を学んだり、語学力・国際感覚を高めることを目的とした派遣事業を行っています。



オークランド市青少年語学研修派遣・集合写真



オークランド市青少年語学派遣・教室の様子

★ホームステイ派遣やホストファミリーとしての受け入れについては、こちらにお問い合わせください

公益財団法人 品川区国際友好協会 ☎ 5742-6517 ホームページ：<https://www.sifa.or.jp>

品川区では平成26年から、各校の代表生徒1名をホームステイでニュージーランドオークランド市へ語学研修派遣をしており、令和5年度は、4年ぶりの実施となりました。

また、希望者は、7年生から放課後に実施されているグローバル人材育成塾で英会話の勉強ができます。塾生は夏休み中、国内で留学生活が体験できるイングリッシュ・キャンプに参加することもできます。令和5年度は、37名の塾生が参加し、異文化体験を楽しみつつ自身の英語力向上に励みました。



イングリッシュ・キャンプ

イングリッシュ・キャンプ参加者の感想より

○学んだことは、英語を諦めずに聞き取ることです。大まかな単語でもいいので、話していることを理解しようとしました。そのおかげで少しづつ、先生が話していることを理解することができました。また、英語を学ぶことも大事だけれど何よりも楽ししながら会話することの大切さにも気づくことができました。(9年男子)

○テーブルマナー人との関わり方など英語だけでなく将来に活かせる事を沢山学ぶことができました。もちろん英語の使い方もその経験を通じて学ぶことができたので良い機会となったと思います。特に、外国に行ったときや外国人の人と話すときに自分の意見を伝えるための英語を学んだので、この経験を将来に生かしていきたいと思います。(8年男子)

○最初は英語があり話せず、先生が言っていることも聞き取ることができませんでしたが、日を重ねるにつれて耳が慣れてきて、理解できるようになったのがとても嬉しかったです。また、キャンプを通じ頭で考えるだけではなく、アウトプットすることで、さらに英語が身につくことを学ぶことができました。(8年女子)

○海外の人と話す貴重な体験をすることができました。キャンプ中は、自分の力を最大限に発揮できたと思います。また、今回学んだことを活かして英語の授業などでリードできるように頑張りたいです。(8年女子)

少年非行の概況について

警視庁大森少年センター

□ 都内の少年非行等の概況(令和5年)

- 非行少年の検挙・補導状況
 - ・ 犯罪少年
 - ・ 触法少年
 - ・ ぐ犯少年
- 不良行為少年の補導状況
- 傾向・特徴等

□ 品川区の少年非行等の概況(令和5年)

- 非行少年の検挙・補導状況
 - ・ 犯罪少年
 - ・ 触法少年
 - ・ ぐ犯少年
- 不良行為少年の補導状況
- 傾向・特徴等

□ 用語の解説

○ 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称

- ・ 犯罪少年

犯罪に該当する行為をした14歳以上20歳未満の者

- ・ 触法少年

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者

- ・ ぐ犯少年

犯罪は犯していないが、その性格や環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者

例　.. 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど

○ 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年

R6年2月 品川区青少年問題協議会

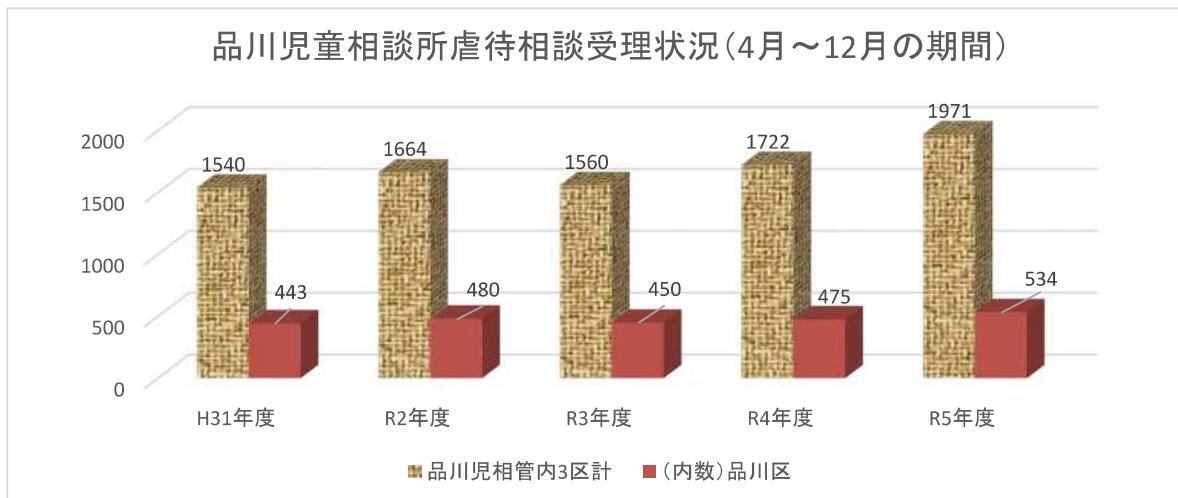
品川児童相談所 令和5年4月1日～12月31日の状況(品川区)

※数値は速報値(手元集計値)であるため、今後変動することがあります。

(1) 全相談主訴

	養護相談			障害	非行相談	育成	その他	計
	計	被虐待相談	その他					
品川児童相談所内3区計	2,325	1,971	354	446	111	112	109	3,103
(内数)品川区	629	534	95	144	25	38	24	860

(2) 被虐待相談の経過



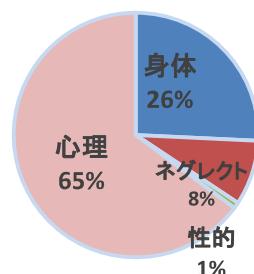
(3) 品川区被虐待相談 受理状況 (経路別)

	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	警察等	都道府県	区市町村	医療機関等	学校等	その他	計
品川区	41	25	1	268	14	14	8	26	49	446
品川区189	29	53	3	0	0	0	0	2	1	88
計	70	78	4	268	14	14	8	28	50	534

※189とは、児童相談所全国共通(短縮)ダイヤル

(4) 品川区被虐待相談 受理状況 (主訴別)

	身体	ネグレクト	性的	心理	不明・非該当	計
品川区	114	41	4	275	12	446
品川区189	17	3	0	55	13	88
品川区計	131	44	4	330	25	534



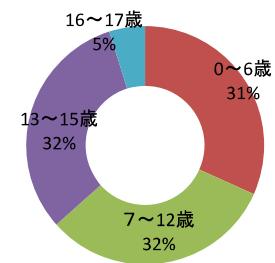
(5) 品川区被虐待相談 対応状況

対応状況	施設入所	児童福祉司指導	継続指導	助言 (非該当)	区送致	その他	計	
品川区	7	29	5	177	13	137	4	372
品川区189	0	2	0	23	14	39	0	78
品川区計	7	31	5	200	27	176	4	450

(6) 一時保護の状況

一時保護	養護相談			非行相談	育成	その他	計
	計	被虐待相談	その他				
品川児相全体	170	123	47	23	7	3	203
(内数)品川区	37	25	12	4	0	0	41
R3年品川区	48	38	10	10	0	1	59

保護児童の年齢



(7) 品川区非行相談の状況

	盗み	粗暴	交友	家出	放火	性的	金品持出し	その他	計
ぐ犯	1	1	6	0	0	0	3	2	13
触法	2	3	0	0	0	6	0	1	12

※ぐ犯：児童の性格や環境に照らして、将来、罪を犯すまたは刑罰法令に触れるおそれのある行為

※触法：14歳未満で刑罰法令に触れる行為

※参考 R4.4.1～R4.12.31

	盗み	粗暴	交友	家出	放火	性的	金品持出し	その他	計
ぐ犯	0	6	0	10	0	0	1	1	18
触法	6	4	0	0	0	2	0	0	12

令和6年度

青少年健全育成冊子（中学校・義務教育学校（後期課程）生活へのガイドブック） 作成委員会の設置について（案）

1 目的

小学校卒業・義務教育学校（前期課程）修了を控えた子どもと保護者に、中学校・義務教育学校（後期課程）生活を正しく理解してもらうことを目的として、＜中学校・義務教育学校（後期課程）生活へのガイドブック＞を作成する。

2 委員の構成

(1) 区立中学校長（区立義務教育学校長を含む。）の代表	1名
(2) 区立小学校長（区立義務教育学校長を含む。）の代表	1名
(3) 区立中学校 P T A連合会代表	1名
(4) 青少年対策地区委員会代表	1名
(5) 青少年委員代表	1名
(6) 女性・青年代表	1名
(7) 大森少年センター所長	1名
(8) 子ども未来部（子ども家庭支援センター）	1名
(9) 教育委員会事務局（教育総合支援センター）	1名
	計 9名

3 開催時期

11月頃に2回予定

4 発行予定部数

5,500部

【品川区青少年問題協議会事務局】

子ども未来部子ども育成課庶務係

電話 5742-6720

令和5年度 品川区青少年対策地区委員会の活動状況

令和5年度の地区委員会の活動を下記のとおり報告いたします。

1. 地区委員会連合会の活動について

① 地区委員会連合会コミュニティ・スクール（6月6日実施）

目的：健全育成指導者・関係者の青少年健全育成に関する知識の向上。

② 地区委員研修会（6月17日実施）

目的：地区委員の資質向上と活性化および親睦を図る。

③ 中学生の主張大会（12月9日実施）

目的：中学生の自立性・社会性を育てる機会とともに、地域の青少年健全育成指導者等が中学生に対する理解を深める。

④ スポーツ交流事業（2月3日実施予定）

目的：各種スポーツを通じて、各地区の意見交換および親睦を図る。

2. これまでの青少年育成活動の状況

13地区の地区委員会では約120事業を年間で実施し、地域の子ども・大人・地区委員などが事業を通じて交流を図っている。青少年育成活動の状況が分かるものとして、今回は品川第一地区の令和5年度実施済み事業を紹介する。

【品川第一地区委員会】

①地区委員会 研修会

◆ 開催日・場所 令和5年5月13日（土）

角川武蔵野ミュージアム・物産館 YOT-TOKO 〈視察〉

(150分)～料亭 美好 〈昼食〉(60分)～所沢航空発祥
記念館 〈見学〉(90分)

◆ 参 加 者 22名（うち相談役 3名）

◆ 内 容 初めての訪問場所である角川武蔵野ミュージアムを中心に、「所沢のまちづくりと多様な文化に触れる！」というテーマで研修を行った。ミュージアムのシンボルである『本棚劇場』では、読むだけの本ではなく驚きや遊びを具現化することで多様な発想を柔軟に取り入れることの大切を学んだ。次に訪問した所沢航空発祥記念館は今年開館30周年を迎える、多様な角度か

ら「飛ぶ」を感じることができた。参加者からは楽しかったという感想を多数寄せられた。

②親子で行く！秋の日帰りバスハイク 2023 in 伊豆

- ◆ 開催日・場所 令和5年11月19日（日）
三島スカイウォーク～酪農王国オラッヂエ
～伊豆わさびミュージアム～道の駅伊豆ゲートウェイ函南
- ◆ 参加者 82名（うち地区委員14名）
- ◆ 内容 静岡県伊豆半島を舞台として、約4年ぶりにバスハイクを実施した。最初に、三島スカイウォークに向かい、日本一長いつり橋を渡った。次に、酪農王国オラッヂエでは、バーベキューとバター作り体験を行った。最後に、伊豆わさびミュージアムと道の駅伊豆ゲートウェイ函南に行き、わさびの勉強や買い物、蛇口ヨーグルト体験を行った。当日は天候に恵まれ、無事に事業を行うことができた。また、事業終了後には、アンケートを通じて参加者から喜びの声が多数寄せられたことから、今回の事業は非常に満足度の高いものとなった。

③親子ボウリング大会

- ◆ 開催日・場所 令和5年12月16日（土）
品川プリンスホテルボウリングセンター
- ◆ 参加者 113名（うち地区委員16名）
- ◆ 内容 品川プリンスホテルボウリングセンターにて、親子ボウリング大会を開催した。参加者が低学年の部(1～4年生)、高学年の部(5～9年生)、大人の部の3部門に分かれ、各部ごとに2ゲームの合計スコアで順位を競い合い、上位入賞者にはトロフィーや表彰状等、また、飛び賞やブービー賞の景品が贈呈された。昨年と比べて新型コロナウイルス感染症の影響による制限もなくなり、参加者同士でハイタッチしている様子も伺え、親子で楽しめた事業となった。

3. 今後の取り組みの視点

青少年を取り巻く状況は、価値観の多様化やライフスタイルの変化、情報化社会の進展などにより、ますます複雑多様化している。品川区青少年対策地区委員会は、このような社会環境の変化を注視しつつ今後も青少年健全育成活動の実施に努めていく。

令和5年度 幼児・児童・生徒の健全育成推進活動報告

品川区立学校長会

1 本年度の活動の概要

品川区立保育園・幼稚園、小・中学校、義務教育学校は、区民の信頼と期待に応えるため、「品川区立学校教育要領」および「乳幼児教育プログラム『のびのび育つしながわっこ』等に基づき、家庭・地域・行政諸機関との連携を強化し、幼児・児童・生徒の健全育成を進めてまいりました。

2 活動内容報告（概要）**(1) いじめの問題への対応**

すべての学校・教職員は、いじめについて、「いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されません。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ます。」（品川区いじめ根絶宣言より）と捉え、常に粘り強く取り組んでいかなければならない課題であると考えています。

そのため、各校においては、以下のような取組を実施しました。

ア 「品川区いじめ防止対策推進条例」「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的対応の確立

- ・いじめの理解や防止等に関する基本的考え方などの共通理解、重大事態への対処などの校内いじめ対策委員会を中心とした迅速な対応と研修会の実施

イ 品川学校支援チーム（HEARTS）との連携について

- ・児童・生徒、保護者の悩みや不安に対する専門家の支援
- ・多面的な支援を行うための報告・連絡・相談の徹底

ウ いじめのない学校づくりを目指した校内体制の確立

- ・無記名による生活アンケート調査、学校独自の記名式アンケート、学級診断アセスメント、アイシグナル、スクールカウンセラーの5年生、7年生全員面接、目安箱・専用電話等
- ・市民科の授業によるいじめを防ぎ解決する力の育成
- ・「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の取組（6月・11月）
- ・児童・生徒自身の力で学校生活を改善していく取組

○各学校の児童・生徒会が作成する各学校独自の「いじめ根絶宣言」

○各学校の児童・生徒役員が参加する児童・生徒会役員懇談会を毎年実施

○いじめに係る再認識や防止及び解決を図るための「いじめ防止バッジ」の着用等

エ 様々な偏見や差別、いじめを生まないための指導の徹底

- ・支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のためのアンケートの実施
- ・児童・生徒の気になる様子について教職員間で情報の共有
- ・スクールカウンセラーによる面接の実施
- ・いじめ防止などに係る校長講話の実施

(2) 生命尊重教育の推進

ア 命を大切にする教育の推進

- ・校長会が一つとなり、今後も児童・生徒に命を大切にする教育を進めていく。
- ・市民科授業や朝会講話等、学校生活の様々な場面で生命尊重の教育を充実する。
- ・校内研修を実施し、全教職員が児童・生徒理解に努め、迅速な組織的対応を図る。

イ SOSの出し方に関する教育の推進

- ・平成30年2月に配布された「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」及びDVDを活用して各学校で授業を行う際、7月上旬に配布した「SOSカード」（品川保健所・品川区教育委員会）やタブレット画面での相談機能も使用し、「SOSの出し方に関する教育」

に取り組む。

ウ 児童虐待防止に向けた取組

- ・児童虐待防止研修を実施し、児童・生徒を虐待から守り、早期発見および通告義務等について全教職員に周知徹底を図る。

エ 生命（いのち）の安全教育の推進

- ・園児、児童・生徒を性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないために、文部科学省の「生命（いのち）の安全教育」のホームページにある教材や、東京都教育委員会の「安全教育・防災教育ポータルサイト」の教材を活用し、生命（いのち）の安全教育の推進を図る。

(3) 9年間を見通した一貫教育による健全育成活動の推進

品川区の一貫教育の理念に基づき、各小・中・義務教育学校では、引き続き9年間を見通しながら、地域全体の児童・生徒の健全育成に努めてきました。

ア 「品川教育の日」を設定し、区立学校全教員が9年間で児童・生徒を育てる意識をもつ。

イ 小中・義務教育学校合同生活指導主任会等で、児童・生徒の情報を共有し、指導の連携を図る。

ウ 不登校傾向にある児童・生徒について、対応の仕方や専門機関（HEARTS、スクールカウンセラー、巡回相談員、主任児童委員、医療機関など）との連携の継続性を重視する。また、長期欠席児童・生徒が通う適応指導教室と連携して、進路選択を検討していく。

エ 学校・家庭・地域社会の連携による非行防止、犯罪被害防止教育を推進するため、保護者・地域住民の参加のもと、計画的、継続的にセーフティ教室を実施する。

(4) 情報モラル教育・情報モラル研修の充実や家庭ルールづくりの推進と啓発

区内の児童・生徒でも増加しているSNSの交流系サイトなどに起因する問題に対応するため、児童・生徒、保護者の正しい認識の向上に取り組みました。

ア 家庭教育学級等を活用した保護者を対象とした情報通信機器の適正な使用方法の啓発

イ 情報通信機器の安心・安全な取り扱い方などを題材とした市民科授業

ウ 不適切な利用に対する、保護者・関係機関と連携した迅速な対応

エ 「SNS東京ルール」を踏まえた「SNS学校ルール」の策定、「SNS家庭ルール」づくりの奨励

(5) 「しながわ子育てサポートシート」および「しながわ子育て応援歌」の活用

ア 家庭教育力チェックシートおよび家庭教育ブックの活用推進

イ 家庭だけでなく、PTA家庭教育学級や地域健全育成運営協議会、保護者会、個人面談等での積極的な活用

ウ 家庭問題（虐待、貧困、病気など）を抱える児童・生徒の支援（様々な機関との連携）

(6) 健全育成に向けた区巡回相談員・都スクールカウンセラー・HEARTSの活用

不登校児童・生徒については、年々増加傾向にあり、本区でも対応策を講じているところです。

いじめや生活指導上の諸問題の防止の観点も含め、問題の早期発見・早期対応を含めた、スクールカウンセラー等と教員との連携した取組をさらに進めてきました。

ア 都費スクールカウンセラーによる5、7年生全員との面接の実施による相談窓口の拡大

イ 区巡回相談員による実態把握や必要な指示、助言などの具体的な解決に向けた取組

ウ HEARTSによる児童・生徒、保護者、教職員への助言や支援活動の充実

エ 不登校対策委員会を設置し、不登校についての情報共有と具体的な対策の検討

(7) 児童見守りシステム（まもるっち）と地域に守られる児童

品川の児童の安心安全のトレードマークとなった「まもるっち」のさらなる定着と指導の徹底を行っていきます。中学生には、「防犯ブザー」を配布しました。

- ア 下校だけでなく、常に携帯する『出かける時は、まもるっち』の推進
- イ 各校のセーフティ教室等で行う、不審者から身を守る犯罪被害防止に向けての指導の徹底
- ウ 多様な世代が日常活動の機会に実施する「ながら見守り」の推進（8・3運動など）
- エ 「子ども110番の家」の拡大と周知

(8) 交通安全教育の推進

- ア 交通安全教室（歩行、横断など）や自転車安全教室の実施
- イ ヘルメット着用等の継続的な安全指導、保護者への啓発の強化
- ウ 「交通安全チェックシート」や「ヒヤリハット地図」を活用した安全指導の徹底
- エ 「品川区通学路安全・安心プログラム」に係る取組での通学路の安全性の向上

(9) 保幼小ジョイント期における・保幼小の連携による健全育成活動

保育園・幼稚園から小学校へのスムーズな接続をめざし、「ジョイント期カリキュラム『しっかり学ぶしながわっこ』」を基に、区立保育園・幼稚園と連携し、全校で実践してきました。

- ア 双方の指導内容・方法の関連性・系統性をより一層意識した指導
- イ 保幼小で時間や施設を共有するスクール・ステイ事業（平成23年度より）
 - ・園児に、学校に親しみをもち、入学後の不安を減少させ、期待を高めさせる
 - ・園児に、学校に対する憧れと目標を持たせ、自立に向けて前向きな生活を送らせる
 - ・児童に、交流を通して自己肯定感や自己有用感をもたせ、情緒の安定につなげる

3 成果と課題

園長会・小学校長会・中学校長会・義務教育学校長会が一つになり、幼・小・中・義務教育学校の園長・校長が歩調を合わせながら一体となって活動を進めています。いじめ根絶、児童・生徒の安全・安心を守る課題に加え、生命尊重についても最重要課題として、関係諸機関と連携しながら取り組んでまいりました。

問題行動等については、学校、関係諸機関や地域から、「落ち着いている」、「補導等の件数が少ない」などの報告がされています。また、地域との様々な交流については、ボランティア活動や地域祭り、防災訓練などに児童・生徒が積極的に参加する姿が見られています。

日頃からの地域との連携については、児童・生徒の健全育成の基盤と捉え、緊密な連携を図っています。各学校が品川コミュニティ・スクールとして、学校を中心に地域ネットワークを形成し、地域の中でたくさんの挨拶や会話が生まれ、お互いの繋がりを深めています。

一方、課題として、長期欠席児童・生徒の対応については、今後も早期の働きかけや粘り強い対応に努め、品川学校支援チーム（H E A R T S）や「マイスクール（八潮・五反田・浜川）」とも連携を進め、課題解決に向けた取組みを進めてまいります。また、保護者とも緊密に連絡を取り合い、本人の意向を重視しながら進路選択を進めてまいります。

そして、様々な不安やストレスを抱える児童・生徒・保護者の状況を把握しつつ、いじめ防止や不登校対策、自殺予防等、健全育成に係る取組みを関係諸機関と協議しながら速やかに課題解決に努め、学校長会と教育委員会が一体となって取組んでいきます。

PTA活動における青少年健全育成と今後の活動

品川区立小学校 P T A連合会
品川区立中学校 P T A連合会

・「今年度の P T A活動における青少年健全育成状況」について

新型コロナウィルス感染のリスクが現象し、社会的制約がほぼなくなり、活動が平時に戻っている状況です。コロナ禍を経て、PTA活動そのものをゆっくり見つめ直し、改善の機会としても機能した一年だったと評価します。青少年の健全な育成の為、PTAとして、貢献できるよう努めております。子供の成長段階を鑑みながら、小学校 PTA、中学校 PTA がそれぞれの役割から以下の事項を取り組みました。

小学校のPTAでは感染症対策を継続しながら、オンラインとの融合を図るなど工夫を凝らしたイベントや学校行事サポート（運動会や音楽発表会等をインターネット配信）を行っています。教職員や保護者はリモート会議システムを組み合わせた学校保護者会・PTA会議等が定着し、さまざまな生活スタイルの保護者が参加できる素地が形成されています。他方で、状況に応じてコミュニケーションを図るために対面の開催も行っております。

教育現場にICTツールが組み込まれ、多様な学習・情報共有が可能となりました。その反面、子どもたちの健全育成に反したタブレット利用についても報告されています。PTAでは子どもたちのタブレット端末の利用状況を把握しながら、校長や教育委員会と連携を図り、安心安全なICTツールの利用を各家庭・子どもたちに引き続き啓蒙していく必要があると考えております。

【小学校 P T Aの主な取り組み】

活 動	主 催	内 容
各校イベント	単 P	適宜実施
家庭教育学級	単 P	保護者向けの教室。オンライン会議の活用。
PTA会長交流	連合	対面+リモート会議による情報共有が定着。
しながわドリームフェスティバル	連合	子どもたちの日頃の成果を発表する場として、きゅりあんにて開催（11月）。YouTube 配信を行った。

※その他、各校において児童の安全を守る活動・各種活動が日常おこなわれています。

中学校のPTAでは、直接的に、生徒と一緒に取り組む形ではなく、間接的なサポートが主な活動となります。生徒の自立を促し、干渉をあまりしない姿勢をとりつつ、学校と地域との連携をながら生徒の成長を見守っております。家庭環境は様々ではありますが、保護者自体の家庭での教育力向上を目指すということで、毎年、地域健全育成運営協議会を実施し、学校と地域と意見交換をしながら課題に取り組んでいます。4年ぶりにリアル開催できた学校もあるほど、久しぶりの開催であったため、経験者がいなく、手探りでの実施となったケースも散見されましたが。過去の事例を調べつつ、新しい形を模索しながら「今的方法」を見つけて発展をしています。祭礼の復活とともに、地域との連携は再び構築され、生徒が地域への関わりを実感をできた。区民祭りや地域のイベントでは、中学生の立場で、ボランティアサポートを行い。地域での自発的な活動の促進と当事

者意識がついた。

また、防災面でも中学生は、大人同様、活動に貢献できるため、「自助・共助・公助」をコンセプトを意識しながら訓練を行なっています。

また、キャリア体験では、地域のお店や企業に協力をしてもらい、社会での関わりを学習する機会を提供していただいている。中学生の時分から社会への貢献を体験してもらい、大人へのステップとして、健全な育成が進んでいます。

コロナ禍で発達したリモート会議やYouTubeを活用することにより、学校に単に集まるだけの活動ではなく、家庭や外にいながらも効率的にコミュニケーションがはかれている。

【中学校PTAの取り組み】

活動	主 催	内 容
地域健全育成運営協議会	単P	小中・義務教育学校長、主任教諭、町会長、保護司、主任児童委員、民生委員、地区委員、外部評価委員、青少年委員、校医、幼保園長、児童センター、保護者へ、今年度はリアル開催。
家庭教育学級	単P	保護者向けの教室。家庭力の向上が目的。
PTA会長交流	連合	対面+リモート会議による情報共有が定着。
専門部研修会	連合	対面での研修会が復活、課題解決や後継者へのスムーズなバトンタッチを狙いとする交流ミーティングを開催。(1月27日実施)
活動発表大会	連合	発表校2校。変化する環境の中でPTAの取り組みを共有する。

※祭礼時のパトロールは各校にて開催状況に応じて実施。

※小学校PTA連合会と中学校PTA連合会では、幹部研修会では、ペップトーク（人を励ますためのスピーチスキル）の講演会を行いました。

・「青少年健全育成基本方針に基づいた今後の活動」について

PTAとして、学校と地域と連携を深めながら、より良い家庭環境の基盤が作れるよう、活動をして参ります。

コロナ禍による影響で、不登校の生徒が増えたり、いじめ問題など、メンタルケアがとても重要な状況になりつつあります。スクールカウンセラーの不足が指摘されている中、どう対応できるかを学校と地域と協議をしていきます。

また、教員の働き方改革の影響で部活動地域移行が段階的に実施されており、子どもたちを地域の力も借りながら育していく局面がより多くなると予想されます。この二つが当面の課題であり、適切な対応を家庭、学校、行政と一緒に乗り越えていきたいと思います。

品川区子ども家庭支援センターの現況 令和5年4月1日～12月31日の状況

※ 令和4年は速報値であり、今後変動する可能性があります。

(1) 全相談主訴

	養護相談			障害	非行相談	育成	その他	計
	計	被虐待相談	その他					
令和4年	775	617	158	0	3	184	11	973
令和5年	932	747	185	3	3	278	2	1218

(2) 被虐待相談 受理状況（経路別）

	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	警察等	都道府県	区市町村	医療機関等	学校等	その他	計
令和4年	75	55	1	0	162	87	30	142	65	617
令和5年	61	25	4	0	231	111	40	109	85	666

(3) 被虐待相談 受理件数（主訴別）

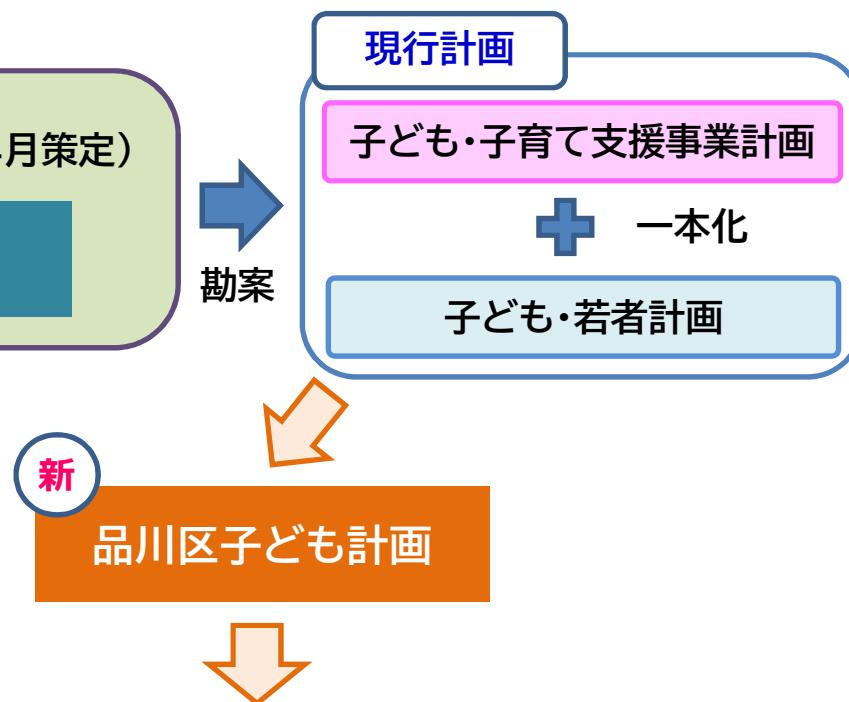
	身体	ネグレクト	性的	心理	不明・非該当	計
令和4年	192	128	5	292	0	617
令和5年	157	152	2	355	0	666

※617件のうち
調査結果虐待非該当件数 86件※666件のうち
調査結果虐待非該当件数 11件

「こども大綱」を踏まえた「こども計画」の策定の努力義務が示された。
品川区においても「こども計画」を検討することとした。

本法(R5年4月策定)
「こども大綱」

「こども施策を総合的に推進するため、現行計画である「子ども・子育て支援事業計画」および「子ども・若者計画」の2つの計画を一本化し、「品川区子ども計画(以下「本計画」と称)」を策定する。



「こども大綱」が掲げる「こどもまんなか社会」の理念を取り入れ、すべての子ども・若者のウェルビーイング向上を目指す。

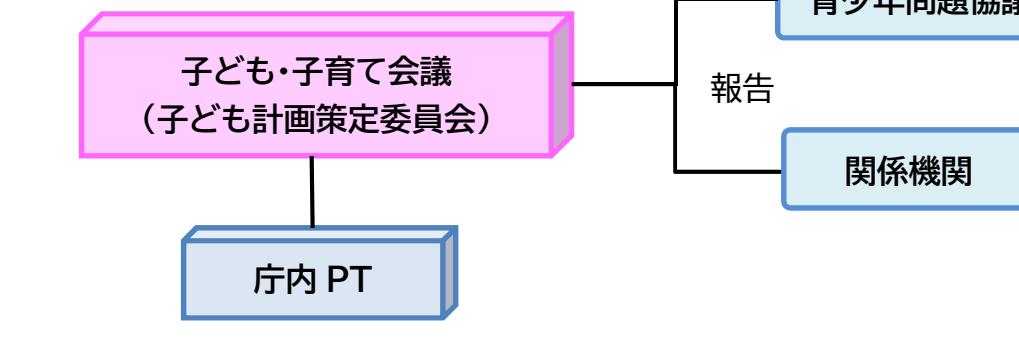
「まんなか社会(参考)

「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」とは、
「こども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することがで

市街地年度計画

5. 体制図

下記の会議体にて子ども計画策定の検討を行う



6. 策定方法

- 国の指針や「こども大綱」を踏まえ、現行計画(子ども・若者計画、事業計画)の取り組み状況における課題整理を行う。
- 子ども・若者や子育て当事者へアンケートやワークショップ、パブリックコメント等を実施し、子ども・若者からの意見を計画に反映する。
- 学識経験者等を含めた幅広い委員で構成される「子ども計画策定委員会」を設置し、計画策定に向けた具体的な検討を進める。

7. スケジュール

令和6年度	令和7年度
アンケート調査 ワークショップ等 パブリックコメント	計画策定 新計画実施

令和6・7年度 品川区青少年健全育成基本方針

趣 旨

区民の願いは、品川区のすべての青少年が、健全な環境の中で生命の尊重を基盤としながら、生涯にわたって心身ともに健やかで、人間性豊かな大人として成長することです。また、未来に向かって希望を抱き、目標に向かって努力し続けるとともに、地域社会の一員としての自覚をもち、やがて社会のよき形成者となってくれることを望んでいます。

品川区では、平成30年度に品川区子ども・若者計画を策定し、子ども・若者が様々な体験や交流を積み重ねることで、自立した個人として社会性を育むことができるよう各種施策を推進してきました。

一方、今日の子どもたちの状況に目を向けると、時代の急速な変化とともに、家庭や地域をはじめ、子どもたちをめぐる環境は大きく変わり、社会生活を営む上での困難や新たな課題に対応できずにいるなど、深刻な状況に直面しています。

私たち大人は、この子どもたちの現状を踏まえて、子どもたちが様々な活動の中で意欲や自信をもてるように支援や援助をし、励ます姿勢が求められています。また、昨今では、インクルーシブやダイバーシティといった言葉が広く社会に浸透してきていることから、こうした多様性への理解を求めていく姿勢も重要となっています。

令和5年度に策定された第2期子ども・若者計画の内容を踏まえながら、さらなる施策の充実を図っていきます。

青少年を取り巻く大人や行政の第一の役割は、青少年が自らを正しく理解し、将来の夢を描き、想像力、判断力、表現力、豊かな人間性や社会性、望ましい価値観などを獲得できる学習の場や社会参加の機会を継続的に提供していくことです。このため私たちは、これらのことの実現に向けて、総合的で一貫性のある施策を具体化していくことが必要であると考えます。

そこで、品川区では、以下のような『重点目標』を設定し、次代を担う青少年の健全育成のための諸施策を推進していきます。その際、「一人一人が何ものにもかえがたい大切な存在」というメッセージを伝えながら、すべてのことの基本となる行動規範として「挨拶をする」「時間を守る」「家庭・社会の約束ごと（ルールやマナー）を守る」「家庭・社会の一員としての役割を果たす」の4点を掲げ、青少年の育成に関わるすべての大人も率先垂範に努めながら指導にあたっていくものとします。

重 点 目 標

1. よりよい家庭環境の基盤づくりを推進する
2. 家庭・学校・地域および行政の連携を強化する
3. 青少年の健康な心とからだを育む
4. 青少年の問題行動・いじめを未然に防止する
5. 青少年の自立と社会参加を促進する

1. よりよい家庭環境の基盤づくりを推進する

「おはよう！ 行ってきます！ ただいま！ ありがとう！ 笑顔であいさつ」（青少年健全育成夏季パンフレットより）家庭は子どもたちの最も身近な社会、心のよりどころとなるものです。よく、「子どもは、親・大人の姿を見て成長する」と言われています。「人を傷つけてはならない」「挨拶をする」「時間を守る」「約束を守る」「役割を果たす」といった人として、社会人としての良識やマナーを、我々大人が率先して実践することで、子どもたちも自然と正しい行動の仕方を身に付けていくことができます。

家庭は、いこいの場であるとともに、子どもが社会の一員となるための基本的生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力などを身に付ける大切な場であります。親が、日頃から我が子を愛し慈しみ、働くことの尊さを自覚し、社会の一員として真剣に自己啓発に努めている姿を子どもに示すことは、子どもの人間形成にとって必要不可欠なことです。

しかし、核家族化、少子化、情報化などの進展や物質的な豊かさの中で、親子のコミュニケーションが不足気味になり、家庭内で家事を分担し助け合う機会等も少なくなってきた。その結果、青少年の成長・発達に影響を与える様々な問題が発生し、いわゆる「家庭の教育力の低下」が指摘されています。加えて、令和2年の春から新型コロナウイルス感染症が日本でも急速に広がり、「新しい生活様式」という言葉も生まれ、人と人の関係において今までにない状況を作り出しました。このことは、青少年の育成にも少なからず影響を与えたと言えます。

私たち大人は、青少年の成長にとって親の役割や幼少時からの家庭教育がいかに大切であるかを改めて認識する必要があります。それとともに、家庭・地域・学校・行政が連携し、親の役割や責務を相互に学び、再認識する機会の充実を図ることが大切です。

夫婦・親子・家族全員が互いに信頼関係で結ばれ、対話やだんらんを通して温かい心のふれあいを深めるとともに、すべての子どもに良識や思いやりの心がいきわたることを願い、次のようなアクションプランのもと、家庭環境の基盤づくりの推進を図っていきます。

アクションプラン

- (1)家庭では、親が手本を示す姿勢をもつ
 - 家庭内の約束ごとやルールを一緒に決め、守らせる
 - 家事の分担・お手伝いを決め、責任感を養う
 - 家庭内でも互いに挨拶をきちんとする
 - 子どもと話をする時間をつくりコミュニケーションを深める
 - 大人の都合での、夜遅くまでの外出は控える
- (2)地域では、家族が一緒に参加できる事業・行事の充実を図る
- (3)学校では、保護者との連携を強化し、心のよりどころとなる家庭生活のあり方を啓発する
- (4)行政は、「家庭の日」※（毎月第一日曜日）を広くPRし、家族の絆を深める機会を充実する

※の項目については7ページをご覧下さい

2. 家庭・学校・地域および行政の連携を強化する

依然、不登校の児童生徒数や虐待事案件数は増加傾向にあり、青少年の進路や将来に対する不安、情報の氾濫、地域への関心の薄さなど、様々な問題が青少年の生き方や心身の健康に大きな影響を与えています。各学校と教育委員会は、不登校の問題を重点課題として不登校対策委員会を設置し、様々な方策を検討し、具体的な対応に取り組んでいるところです。また、子ども家庭支援センターや地域の保護司、主任児童委員・民生児童委員の方々の連携も進んでいます。

このような状況のもと、大人との信頼関係の強化、地域行事と児童センター事業の連携など、家庭・学校・地域および行政との連携強化が一層大切になってきています。したがって、親自身が地域の活動や行事に関心を持ち、参加していくことが重要です。

青少年の生きる力は、本来は家庭環境や地域との交流の中で培われ、学校における組織的・計画的教育活動によって補強されていくものです。さらに、家庭・学校・地域が連携して、それぞれの役割を果たす中で豊かに育っていくものもあります。青少年対策地区委員会を中心として、地域内の関係団体や関係機関との会議を設定して、健全育成に成果をあげている地区もあります。また、小学校・中学校・義務教育学校と地域が相互に情報交換し、子どもの問題や健全育成に関する具体策と協力連携について協議する地域健全育成運営協議会※も活発に行われるようになってきています。

また、青少年と赤ちゃんのふれあい事業や高齢者とかかわる体験学習等を通して、子どもを慈しみ育むことや、共に生きることの大切さを体験的に学ぶことも重要です。

家庭・学校・地域は、青少年が成長していく上で基本的な生活の場です。したがって、それぞれが共通の考え方や方策をもって、青少年の健全育成や非行防止に努めることが重要です。

これまでの活動をさらに発展させるために、次のようなアクションプランを定め、家庭・学校・地域および行政の連携強化を図っていきます。

アクションプラン

- (1)家庭では、積極的に学校や地域の行事に参加して連携・交流を深める
- (2)地域では、地域活動の情報発信を強化し、地域活動やボランティアへの参加を呼びかけ、地域の一員であるという自覚を育てる
- (3)学校では、家庭や地域と協力しながら、地域健全育成運営協議会の一層の充実を図る
- (4)行政は、家庭・学校・地域等の育成団体が連携して取り組む、育成のネットワークを支える

※の項目については7ページをご覧下さい

3. 青少年の健康な心とからだを育む

令和3年開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー（財産）は、引き続き維持・発展させなくてはなりません。

また、令和7年度にはデフリンピックが東京で開催されます。聴覚障害への理解促進をはじめとして、人権の尊重や多様性について深く考える契機とすることが重要です。

私たち大人は、すべての青少年が、温かい人間関係の中で生き生きと活動しながら、将来への希望や目標をもち、充実した生活を送る中で、よりよい人格を形成することを目指しています。しかし、遊び場の減少やそこで遊ぶ仲間の減少、自然や地域の人々とのふれあいの不足、SNS等の問題、家庭での過保護・放任などにより、自立心・社会規範意識などに欠ける傾向が見られるようになっています。特に虐待を受けた子はその傾向が顕著になります。

また、近年は発達障害と思われる子どもたちへの特別支援教育の充実が大きな課題となっています。さらには、アレルギー性疾患の増加、生活習慣病の低年齢化などの問題も出てきており、バランスのとれた食生活や「食育」の大切さも指摘されています。

私たち大人は、青少年を取り巻く諸課題を見つめ、調和のとれた心身共に逞しい発達を遂げられる環境作りに幅広く取り組んでいかなければなりません。品川区は義務教育9年間を見据え、小中一貫教育を平成18年度より全区展開させる中で、「市民科」を設け良き区民の育成を目指して取り組んでいます。その中で、子どもたちが地域の様々な方々と交流したり、多様な生活体験・社会体験・自然体験を豊富に積み重ねるなど、「生きる力」を育む機会を充実させることが大切になってきます。

また、品川区教育委員会では「オリンピック・パラリンピック教育」を継続するとともに、子どもたちが運動好きになり、主体的に取り組めるように「品川スポーツトライアル」※や「ワンミニッツエクササイズ」※を実施し、体力の向上を図っています。そこで、次のようなアクションプランのもと、都市に生活する青少年の健康な心とからだを育む取り組みを進めています。

アクションプラン

- 1)家庭では、「早寝、早起き、朝ごはん」を励行し、生活リズムを整える
親子で話す機会を増やす
- (2)地域では、イベントやスポーツをとおして、マナーやルールと思いやりの大切さを伝えていく
オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、スポーツや運動に親しむ活動を活発にし、体力の向上を目指す
- (3)学校では、プラス指向の発想や意欲的な姿勢を育むとともに健康の保持・増進についての基礎知識を習得させる
- (4)行政は、青少年の活動拠点となる施設整備など、育成環境の充実を行う

※の項目については7ページをご覧下さい

4. 青少年の問題行動・いじめを未然に防止する

「LINE（ライン）で悪口を言われ、いじめにつながった」「スマホ依存症になっている」などの報告が頻繁に聞かれます。SNSを通じてさまざまなトラブルや事件に巻き込まれることが多発しています。スマートフォンや携帯電話を持たせるか否かは保護者の責任ですが、地域や学校は、特に家庭に対してSNSを利用する上での危険性や、ソーシャルゲームが青少年に及ぼす影響を周知するとともに、スマートフォン等の使い方についてルールを決める必要性を根気よく説いていくことが大切です。

平成31年4月には東京都教育委員会の定める「SNS東京ルール」が改正されました。この「SNS東京ルール」と合わせて、家庭・学校・地域さらに情報通信関連事業者の連携において提案された、携帯電話「しながわアクション」※を普及させていくことも重要です。

令和4年中に都内において、非行少年として検挙・補導された少年は平成22年以降連續して減少しましたが、刑法犯少年は13年ぶりに増加に転じました。万引きの検挙・補導人員は減少しているものの、小学生の割合が高い数値を占めており、街頭犯罪の検挙人員の約3人に1人が少年となっているなど、その情勢は依然として予断を許さない状況です。

また、警視庁では「#BAN闇バイト」というキャッチコピーを用いて「個人情報を人質に逮捕されるまで抜け出せない闇バイト」＝犯罪行為の禁止を呼び掛けています。

私たちは、従来から、防犯パトロール・「83運動」※の展開などを通じて、児童・生徒の被害防止、青少年の健全育成と非行防止を図ってきました。さらに子どもたちの安全対策を推進するため導入した児童を対象とした近隣セキュリティシステム（まもるっち）は、学校・地域・行政の連携を深めています。

品川区では「いじめ根絶宣言」※を掲げるとともに、品川区いじめ防止推進条例に基づき、品川区いじめ防止対策推進基本方針を策定し、いじめ根絶のために全区的な取り組みを行っています。学校では、品川学校支援チーム（HEARTS）との連携を強化しています。人権尊重・男女平等の精神などを踏まえて、子どもたちに「いじめ」が人の心をいかに傷つけるかを理解させる必要があります。いじめられる側の悩みや苦しみに共感できる心の優しさ、思いやりを育てるとともに、いじめる側の問題も受け止め、解決を図れるように明るい家庭づくりの推進、保幼小の連携とともに、家庭や学校、地域の積極的かつ継続した連携が重要です。根絶宣言にもあるように「いじめは許されないこと、いじめを見過ごさない」をすべての場で、家庭・学校・地域・関係団体そして行政が連携・協力し合い、次のようなアクションプランのもと、青少年の問題行動・いじめの未然防止を図っていきます。

アクションプラン

- (1) 家庭では、携帯電話「しながわアクション」のもと、家庭内のルールをしっかりと定め、子どもたちの情報環境の把握に努める
- (2) 地域では、青少年を取り巻く環境浄化運動を推進する
見守りネットワークを充実させ、青少年の非行防止に取り組む
- (3) 学校では、家庭との連絡を密に取りながら、子どもの様子を相互に掌握する関係機関との連携を強化する
- (4) 行政は、関係機関との情報共有をはかり、組織間の連携を強化する

☆すべての機関・団体で、いじめ根絶に取り組む

※の項目については7・8ページをご覧下さい

5. 青少年の自立と社会参加を促進する

「私が初めて参加したのは、町会連合運動会のボランティアスタッフでした。私たち中学生はスタッフとして様々な係を担当し運動会を支えました」「ボランティア活動のやりがいはたくさんの笑顔に出会えることです。小学生の頃は楽しませてもらう立場でしたが、スタッフとして人の役に立てたことは自分の喜びにもつながりました」という子どもたちの声が寄せられています。

今日、それぞれの地域において各種のグループ・団体の活動やボランティア活動・国際交流活動など、青少年の社会参加にかかる諸活動が様々な分野で展開されています。青少年団体、青少年育成団体、地域団体など、直接青少年の健全育成にかかわりをもつ団体も多くあります。

青少年が様々な社会活動に自主的・自発的に参画して、多くの人々との交流を深め、社会奉仕や勤労の意義と喜びを体験することは、社会性を身に付け、自立心や協調性、優しさや思いやりの心を培う上で大事なことです。そのためには、青少年が地域の活動の意義や目的を自覚して積極的に参加し、中心となって活躍しながら、ともに活動する喜びや感動を分かち合うような体験が必要です。

最近、地域のまつり・地域清掃・防災訓練など、地域における青少年の社会参加が増えていますが、まだ、一部参加に限られています。さらに、家庭そのものが地域の一員としての自覚を持ち、地域の人間関係の結びつきを強くしていくことが必要です。また、地域の中で青少年の活躍が必要とされる場をつくっていくことが求められています。

青少年の社会参加をより一層促進するために、関係諸機関・関係団体が積極的に連携して情報提供をするとともに、青少年が進んで地域における自己の役割を果たせるように条件整備を行い、活動の場と機会を拡大していくことが大切です。また、何かと忙しい時代ではありますが、親が意識的に子どもと一緒にやって地域活動に参加し、地域との結びつきを強めていくことが、子どものよりよい成長のためには、今後ますます必要になってきます。

そこで、次のようなアクションプランを設定し、青少年の社会参加の促進を図っていきます。

アクションプラン

- (1)家庭では、まず親が地域行事に参加すること、また家族ぐるみで地域行事やボランティア活動に参加するなど、地域の一員としての自覚を高める
- (2)地域では、親や兄弟と一緒に行動できる交流事業を増やし、中高生のボランティア受け入れを積極的に行なう
- (3)学校では、異年齢の交流活動や地域貢献活動等に主体的に参画することを奨励する
- (4)行政は、スポーツや文化・奉仕活動等を通じて、地域の活動へ参加できる環境を整備する

(参考)

●『家庭の日』とは

品川区では、昭和49年より第一日曜日を「家庭の日」と定め、明るい家庭づくり運動を推進しています。

「家庭の日」には、家族と一緒に過ごす時間をつくり、家庭の大切さを見つめ直してみましょう。

家庭は、子どもの豊かな心を育む大切な場所です。

「家庭の日」には・・・

- ・子どもの話をじっくり聞き、コミュニケーションを深めましょう
- ・家族一緒に食事をしたり、出掛けたりするなど、一緒の時間をつくりましょう
- ・子どもと一緒に野山へ出掛け、自然の素晴らしさを体感しましょう
- ・親子で積極的に地域の行事やボランティアに参加し、地域の中で交流を深めましょう
- ・離れて暮らしている家族へも電話し、家族の絆を深めましょう

家庭で大切にしたいこと・・・

- ・早寝早起きなど、生活リズムを整えよう
- ・家事の分担・お手伝い、門限など家庭内のルールを決めよう
- ・家庭内でもきちんとあいさつをしよう
- ・携帯電話・スマートフォン・動画配信サイトなど、子どもがどのように使っているか把握しよう

●『地域健全育成運営協議会』とは

「地域健全育成運営協議会」は、学区内の子どもの問題について、中学校・義務教育学校後期課程PTAが主体となり、地域の町会長、保護司、主任児童委員、民生委員、地区委員、青少年委員、校区教育協働委員、地域スポーツ指導員、校医、幼・保園長や小学校、児童センター、警察署、消防署、消防団、敬老会、少年野球連盟等との連携・情報交換を通して共通理解を図り、健全育成に関する具体策と連携協力について協議する場です。また、平成25年度より、いじめ根絶協議会として、いじめ問題に関する情報交換やいじめの防止及び早期発見・解決のための協議も行っています。

●『品川スポーツトライアル』とは

運動の日常化を図るための取組として、運動が得意でない児童・生徒でも、休み時間や放課後、体育の授業など、いつでも、どこでも、手軽にできるダンスなど12の運動を共通種目として設定し、全校で実施しています。この12種目は、友だち同士のつながりをもっと強くするなどの観点から選定しました。難易度もすぐに取り組めるものから難易度の高いものもあり、幅広く、楽しく取り組んでほしいと願っています。

●『ワンミニッツエクササイズ』とは

ワンミニッツエクササイズは、1分間程度の短い時間で簡単にできる運動です。子どもたちの運動する機会が減少している今、学校だけでなく、家庭においても運動する習慣をつくることが重要だと考えています。平成28年度から全児童・生徒にリーフレットを配布しています。家庭や学校で活用し、心身ともに健康な生活を送れることを期待しています。1分間程度でできる簡単な運動【柔軟性、調整力、筋力を高める運動】を、学校や家庭で行うことで、心と体をほぐし、集中力を高めます。

●『携帯電話「しながわアクション」』とは

通話やメール、SNSとの接続の手段として、今や日常生活に大きなかかわりをもっている「携帯電話」。

しかし、その利用の仕方によっては、青少年の健全育成上様々な影響を及ぼすものとなっていることも事実です。

そのような中、成長期にある児童・生徒に対し、情報通信の発達した社会で安全かつ快適に生活する能力をしっかりと身に付けさせることが重要です。

それぞれの立場において、責任、役割を認識し相互に連携して、子どもの携帯電話の問題について積極的に取り組んでいく運動です。

●『8 3運動』とは

8 3運動は、児童の登下校の時間にあたる午前8時と午後3時に、大人が花の水遣りや買い物、犬の散歩などで意識的に屋外に出て子どもを見守ろうという運動です。

平成17年度に品川区立小学校PTA連合会が中心となって始まったこの運動は、全国的な広がりを見せています。

「品川区いじめ根絶宣言」

いじめ根絶宣言

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されません。
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ます。

学校教育に携わる私たち関係者と児童・生徒、各家庭、
地域の方々、関係機関等、それぞれが協力して、いじめの未
然防止・早期発見・早期解決を図り、地域社会が一丸となつて、
以下のように、いじめ根絶に取り組むことを誓います。

一 いじめは、どんな理由があつても決してしてはならない。

一 いじめは、どんな状況にあっても見過ごしてはならない。

一 全ての区民参加で、いじめは絶対に許さない社会をつくりあげる。

平成二十五年九月二十四日

品川区教育委員会

風景写真

令和6年(2024年)3月

「令和6・7年度品川区青少年健全育成基本方針」

発行 品川区青少年問題協議会

(事務局)

品川区子ども未来部子ども育成課庶務係

〒140-8715 品川区広町2丁目1番36号

☎5742-6720

令和6年度青少年健全育成夏季対策パンフレット作成委員会の設置（案）

1 目的

夏休みの特徴を考慮し、家庭・学校・地域が連携して青少年の健全育成に取り組むための一定の指針を示すとともに、青少年の地域活動への参加を積極的に呼びかけるため、「夏季対策パンフレット」を作成する。

2 委員の構成

(1) 区立中学校長（区立義務教育学校長を含む。）の代表	1名
(2) 区立小学校長（区立義務教育学校長を含む。）の代表	1名
(3) 区立中学校 P T A連合会代表	1名
(4) 区立小学校 P T A連合会代表	1名
(5) 青少年対策地区委員会代表	1名
(6) 青少年委員代表	1名
(7) 女性・青年代表	1名
(8) 大森少年センター所長	1名
(9) 子ども未来部（子ども家庭支援センター）	1名
(10) 教育委員会事務局（教育総合支援センター）	1名
計 10名	

3 開催時期

5月頃に2回予定

4 発行予定部数

25,000部

【品川区青少年問題協議会事務局】
子ども未来部子ども育成課庶務係

TEL 5742-6692